

税務課からのお知らせ

固定資産税・軽自動車税に係る手続き

問税務課 ☎(57)4123

固定資産税および軽自動車税に関する手続きについて、お問合せの多い内容をまとめましたので参考にしてください。詳細については、税務課まで直接お問合せください。

①固定資産税

〈固定資産の所有者が亡くなった場合〉

登記されている固定資産(土地、家屋)の所有者が亡くなった場合、法務局にて相続登記の手続きが必要となります。登記については、宇都宮地方法務局小山出張所(☎0285(22)0361)までお問合せください。

また、所有者が亡くなった翌年の1月1日までに相続登記の届出が困難な場合は、『相続人代表者(兼現所有者)指定届』を税務課へ提出してください。

〈固定資産の所有者が海外転出される場合〉

海外転勤などにより、固定資産税関係書類を受領できない場合、『納税管理人申告書』を町税務課へ提出してください。申告書提出後の賦課徴収および還付に関する書類を納税管理人のもとに送付します。

〈償却資産の申告について〉

町内に事業用の償却資産を所有している個人・法人は、毎年1月1日現在の所有状況を1月31日までに、町へ申告することが義務付けられています。申告書の様式は町HPまたは税務課でも配布しています。

主な償却資産の具体例は下表のとおりです。

構築物	ビニールハウス、広告塔、駐車場舗装、屋外配管、フェンス、ブロック塀、テント倉庫など
機械および装置	農機具、製造設備、建設機械、印刷機械、太陽光発電装置など
船舶・航空機	モーターボート、グライダー、ヘリコプターなど
車両および運搬具	フォークリフト、大型特殊自動車など
工具・器具および備品	冷蔵庫、パソコン、コピー機など

※電力会社へ売電を行っている太陽光発電装置は、申告の対象となります。(家屋と一体で評価されているものや、売電を行っていないものは除く)

※現在、使用していても使用可能な償却資産は申告の対象となります。

※無形固定資産、自動車税または軽自動車税の対象資産は申告の対象外です。

〈未登記家屋について〉

未登記家屋を新築または増改築した場合や、売買などの事由により所有者に変更があった場合は、『未登記家屋届出書』を町税務課へ提出してください。

〈家屋の滅失について〉

毎年1月1日以降に家屋の全部または一部を取り壊した場合、その部分にかかる固定資産税は翌年度から課税されるので、お早めに税務課までご連絡ください。担当職員が現地調査に伺います。

なお、滅失登記済みの場合や建替後の家屋調査の際に申し出をされた場合、ご連絡は不要です。

②軽自動車税

〈軽自動車の所有者が亡くなった場合〉

亡くなった方の名義の車両については、下記窓口にて、速やかに名義変更や廃車などの手続きをお願いします。名義が亡くなった方のままの場合、法定相続人の方に納税通知書を送付させていただくことがございますので、ご了承ください。

車の種類	届出場所	連絡先
原付(特定小型含む)、小型特殊自動車	野木町役場 総合政策部 税務課 資産税係	☎(57)4123
軽自動車(三輪・四輪)	軽自動車検査協会 栃木事務所 佐野支所	☎050(3816)3108
125cc超のバイク	関東運輸局 栃木運輸支局 佐野自動車検査登録事務所	☎050(5540)2020

〈125cc超のバイクの税止めについて〉

所有車両の名義変更や廃車手続き後、税止めの申告をしていないと翌年度以降も旧所有者に軽自動車税が課税されてしまいます。運輸支局でのお手続き後は、軽自動車税(種別割)申告書等の写しを野木町税務課へ提出し、税止め申告をお願いします。

12月は町税滞納整理強化月間です 税金・保険料は納期内納付をお願いします

問税務課 ☎(57)4124

納税の公平と税収の確保を図るため、町税等徴収の強化に取り組んでいます。

皆様が納めた税金は、教育や福祉、ごみ処理などの公共サービス等に使われています。町では、納期内の自主的な納付をお願いしていますが、未納がある方には督促状や催告書をお送りします。それにもかかわらず未納の場合は、納期内に納付されている大多数の町民の皆様との公平性を確保するために法律に基づき財産調査等を行い、給料、預貯金、不動産などの「差押え」を行うことになります。

病気や失業など特別の事情により納期限までに納付が困難な場合は、早めに納税相談にお越しください。

税務課の窓口延長日(毎週木曜日(祝日・年末年始除く)19時まで)においても納税相談を行っていますので、日中ご来庁できない方は、ご相談にお越しください。

パブリックコメントを実施します

第9次野木町総合計画「基本構想(案)」、「前期基本計画(案)」、「第3期総合戦略(案)」

第9次野木町総合計画「基本構想」、「前期基本計画」、「第3期総合戦略」の策定にあたり、皆様からのご意見を募集します。

【募集期間】12月1日(月)～令和8年1月5日(月)

(窓口での資料の閲覧・提出は、土日祝日および年末年始(12月27日(土)～令和8年1月4日(日))を除く)

【提出先】〒329-0195 野木町大字丸林571 総合政策部 政策課 未来創造係宛

☎(57)4190 ☒seisaku@town.nogi.lg.jp

【閲覧方法】町政策課窓口または町HP

【提出方法】書面により、窓口・郵送(締切日必着)・FAX・Eメールで提出

問政策課 ☎(57)4101

「一般廃棄物処理基本計画(案)」

「野木町一般廃棄物処理基本計画」の改定にあたり、皆様からのご意見を募集します。

【募集期間】12月22日(月)～令和8年1月31日(土)

(窓口での資料の閲覧・提出は、土日祝日および年末年始(12月27日(土)～令和8年1月4日(日))を除く)

【提出先】〒329-0195 野木町大字丸林571 町民生活部 生活環境課 環境リサイクル係宛

☎(57)3945 ☒seikatukankyous@town.nogi.lg.jp

【閲覧方法】町生活環境課窓口または町HP

【提出方法】書面により、窓口・郵送(締切日必着)・FAX・Eメールで提出

問生活環境課 ☎(57)4246

広報連絡委員レポート№.475

名誉町民、石塚和一先生

野木地区 広報連絡委員 松本 圭司

野木町には、今までに二名の名誉町民の方がおられます。その内の一人、石塚和一先生の事を紹介させていただきます。

明治28年2月、大字野木の開業医「順養堂医院」の子として生まれました。野木尋常小学校を経て古河高等学校、栃木県立栃木中学校、その後、宇都宮の師範学校に入学、「尋常科正教員」の免許状を得て那須郡金田村の第五小学校の教員となりました。住まいの大田原から約6キロメートル、徒歩にての通勤でした。

ここでの在任期間は1年と1学期で、母の住む、故郷野木に戻り、大正3年9月、野木尋常小学校へと転任されました。大正12年8月からは野木尋常高等小学校第一分教場となり、昭和13年4月から分教場主任とな

りました。分教場とは言っても、1年生から6年生まで児童数五百数十名もいました。

その後、昭和19年4月から下都賀郡姿村(現在下野市)の「姿村南国民学校」の校長となりました。昭和22年4月、新たに創立された下都賀郡生井村立「生井中学校」の初代校長に、翌年野木小学校も分教場ではなく、独立校となり、その初代校長として迎えられ、そして昭和25年3月、55歳で退職しました。

教員としての校外活動についても数多くなされ昭和45年には、我が国の教育、学術、文化の向上のために尽力され、多大のご功績をあげられた事に対して、勲五等に叙せられ瑞宝章を授与されました。紙面の都合で書き尽くせないところが多々ありますが、野木村の教化活動に貢献したことが認められ、昭和52年、第一号の名誉町民として推挙されました。そして、昭和53年8月、行年83歳にて、その人生に幕を閉じられました。